

令和8年度 その他のプラスチック処理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、ごみ処理基本計画及び諏訪市一般廃棄物処理実施計画並びにその他のプラスチック処理業務委託の委託契約に基づき、委託内容等を定め、もって業務の適正な実施を図ることを目的とする。

2 法令遵守

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、諏訪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及びその他の関係法令を遵守すること。

3 業務内容等

- (1) 受注者は、「可燃資源物収集運搬業務委託」により収集したその他のプラスチックを受入れ、引渡先が指定する状態に中間処理（選別等）し引渡すこと。
- (2) 受注者は、その他のプラスチックとして処理できないものが混入していた場合は、分別し、処理方法について、必要に応じて発注者と協議の上、適切に処理すること。
- (3) 受注者は、中間処理後のその他のプラスチックを引渡先の業者に引渡すまでの間、事故等のないよう適切に保管すること。
- (4) 受注者は、その他のプラスチックを受入れてから引渡先に引渡すまでの間、原則として他業務のごみと混合処理をしないこと。やむを得ず混合処理をする場合には、処理の方法及び処理量の把握の方法についてあらかじめ発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、処理作業従事者の安全に十分配意するとともに、処理施設周辺の環境の保全に留意すること。
- (6) 受注者は、処理作業中に事故等が発生した場合、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (7) 予定処理量は、341,000 kg となります。ただし、この処理量は参考の数値となりますので、令和8年度の処理量を確約するものではありません。

4 引渡先等

- (1) 受注者は、中間処理後のその他のプラスチックの引渡先及びリサイクルの方法が確保されたうえで、事前に発注者へ報告し承認を得ること。履行期間中に変更する場合についても同様とする。
- (2) 中間処理後のその他のプラスチックは、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づき、諏訪市の指定する再商品化事業者に引き渡すこと。
- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）の施行に必要な同法第2条第6項に基づく保管施設の指定されていること。
- (4) 再商品化に不適合なその他のプラスチックは、原則として国内の処理業者（再生原料業者）及び最終処理業者（再製品化業者）でマテリアルリサイクルを行うものとする。ただし、マテリアルリサイクル不適合物については、受注者の処理ルートによりその他の処理方法（サーマルリサイクルなど）による処理も可能とする。

5 収集運搬業者との連携

受注者は、発注者が指定する可燃資源物収集運搬業者と十分な意思疎通を図り、その他のプラスチックの円滑な受入れに協力すること。

6 業務実績報告等

受注者は、毎月 5 日までに前月分の処理実績を報告すること。この報告書には、その他のプラスチックの搬入量、処理量、処理後の引渡先及び引渡量を明記し、引渡量または引渡先が受領した量且つ処理量を証する書類（計量伝票等）を添付すること。なお、他のプラスチックの処理量は、可燃資源物収集運搬業者からの搬入量とするが、諏訪市収集用網カゴを用いて計量した場合は、搬入量から網カゴの重量（網カゴ 1 個につき 1 kg）を除いた量とし、受注者の計量器を用いて計量した量とする。

7 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項が生じた場合及びこの仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度双方誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。